

第48回長野県景観審議会議事録

日時：平成26年(2014年)11月17日(月)
午後1時30分から3時30分まで

場所：長野県庁特別会議室

1 日 時 平成 26 年（2014 年）11 月 17 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

2 場 所 長野県庁特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員（敬称略）

佐々木定男	進士五十八	辻井 俊恵
寺内美紀子	南雲多栄子	場々 洋介
増田 幸一	益山代利子	丸山 久子
三澤 重一	宮坂佐知子	矢澤由美子

(2) 長 野 県

奥村 康博	建設部長
水間 武樹	建設部都市・まちづくり課長
湯本 和正	建設部都市・まちづくり課 企画幹
小林 信彦	建設部都市・まちづくり課 課長補佐
	都市・まちづくり課 景観係職員

以下要旨

(小林課長補佐)

お待たせをいたしました。景観審議会を開会させていただきたいと思います。

私は、本日の進行を努めさせていただきます都市・まちづくり課 課長補佐の小林信彦でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開会に当たり、建設部長の奥村康博から御挨拶を申し上げます。

(奥村建設部長)

(あいさつ 略)

(小林課長補佐)

続きまして、本日の委員の皆様の出欠の状況でございます。

委員の皆様の名簿を、お手元に配布してございますが、委員総数 14 名のところ、本日、関委員、柳田委員におかれましては、御都合により欠席されており、辻井委員から会議に遅れるとの連絡が入っておりますので、現在 11 名の委員の方に出席いただいております。

従いまして、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第 40 条第 2 項に基づき、会議が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、本日は、本年 4 月の景観審議会委員の改選後、初めての審議会でございますので、会長を選出していただく必要がございます。

それまでの間、事務局が会議の進行をさせていただきますので御了承願います。

それでは、今回新しく 5 名の方が委員になりましたので、委員の皆様全員から自己紹介をいただきたいと思います。

佐々木委員からお願いします。

(委員自己紹介)

(小林課長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介申し上げます。

建設部長の奥村康博でございます。

都市・まちづくり課長の水間武樹でございます。

都市・まちづくり課企画幹の湯本和正でございます。

そして、私は都市・まちづくり課課長補佐の小林信彦でございます。よろしくお願いいたします。

なお、建設部長の奥村でございますが、所要がございますので、ここで失礼させていただきます。

(奥村建設部長退席)

議事に入ります前に、本日の審議会の資料の確認をお願いします。

資料につきましては、あらかじめ御送付させていただいたものを、本日お持ちいただくよう、お願いしてございますが、よろしいでしょうか。

この資料の他に、本日、お席の方に追加資料として百選追加資料及び長野県公共案内標識整備指針に改正について資料を配布してございます。

また、新任の委員の皆様には、長野県景観条例及び屋外広告物条例の例規集を配布してございます。

それでは議事1「会長の選任について」に入ります。

資料1を御覧ください。3の(3)に記載のとおり、長野県景観条例第38条第1項の規定により、会長は委員の皆様の互選によって選出いただくことになっております。

委員の皆様から立候補あるいは御推薦がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(場々委員)

進士委員に会長をお願いしたいと思っております。

(小林課長補佐)

ただいま場々委員から、進士委員に会長をお願いしたいとの御発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(小林課長補佐)

異議なしとのお声をいただきましたので、進士委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。これからの会議の進行は、長野県景観条例第40条第1項の規定により、進士会長をお願いいたします。

それでは、会長席へお移りいただきまして、御挨拶の後、会長代理の指名と議事録署名委員2人の指名をお願いします。

(進士会長)

皆さん、よろしく申し上げます。

本日の議題は、ふるさと信州風景百選がメインですから、基礎自治体でやらないことも含めて、長野をどうやって世界に発信するか、結構大きな課題だと思います。それにはやはり見える化をやらないといけない。知事も言うておられるように、世界に向けたふるさと信州を実現するために皆さんのお知恵をお借りして、県をバックアップしたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

まず条例の規定によりまして、会長代理を指名いたします。3期目の委員から益山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(益山委員 了承)

(進士会長)

どうぞよろしくお願いします。それから、本日の議事録署名委員ですが、三澤委員と矢澤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

益山先生、何か一言ございましたらお願いします。

(益山委員)

松本大学の益山でございます。専門は観光でございます。観光分野と風景及び景観というのは非常に深い結びつきがございます。そういった観光の方面からもお役にたてればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(進士会長)

どうぞよろしく。それでは、議事に入りたいと思います。

議題(2)「長野県の景観育成施策について」です。議題(3)「ふるさと信州風景百選について」も関連がございますので、併せて事務局から説明をお願いします。

(湯本企画幹 資料2-1、2-2、3により説明)

(進士会長)

ありがとうございました。

御質問や御意見がある方は、どうぞ自由に発言ください。

(三澤委員)

伊那市の西箕輪地区の景観育成特定地区が廃止になったということですが、伊那市は今年から景観条例が施行されまして、西箕輪地区は県条例ではなく市条例で決めたものを順守することになっていますが、県は一切タッチしないということではよろしいでしょうか。

(湯本企画幹)

景観行政団体に移行したことに伴い、市町村が主体的に景観行政を担っていただくということが重要ですので、基本的には伊那市に主体的に取り組んでいただくということです。相談があれば、県も相談に乗らせていただきます。

(進士会長)

三澤さんの真意は、廃止というと県が捨てたみたいだということでしょう。これは景観法が特殊な行政システムをとっているからです。

景観法では都道府県が一義的に景観行政の責任者ですが、景観行政というのは重複するもので、例えば長野市と長野県という場合、長野県が決めても、長野市が主体的にやればそれで良い訳ですね。そこで法律的には、例えば長野市が自分で責任を持って景観行政をやりますという景観行政団体になれば、そこにそっくり渡すという仕掛けなんです。二重行政を避けるために。他の法律だと二重も三重も重複してるんですけど、景観行政はそういう無駄なことはしない。しかも基礎自治体である市町村が一番大事。その土地ならではの風景を守るのは基礎自治体ですから。そこがやると言ったら、そこに任せると言うという仕組みです。

だから廃止と言うから誤解するんですね。意味合いとしては移行なんだからそういう表現にすればいい。今までも、市町村が景観行政団体に移行するときに、同程度の規制を確保してくださいと言って引き継いでいる訳だから。実質は市の重点地区として継続しているので、廃止と書いちゃうと誤解を与えるかもしれませんね。今後工夫されたらどうでしょうか。

他にいかがでしょうか。

(南雲委員)

ふるさと信州風景百選と、風景の語り部の関連性というか、具体的なところが分からないので、説明していただければありがたいのですが。

(湯本企画幹)

平成25年3月に景観審議会の答申に基づいて、長野県農村景観育成方針を策定いたしました。方針には様々な施策が盛り込まれていまして、長野県の魅力ある農村景観をいかに維持・保全して行けば良いかという目的に向かって、様々な施策を講じて行くという方針が示されています。県としても方針の具体化に向けて、百選や語り部、ビューポイント整備事業等の実施を図っているところです。

風景を次代に継承するために、まず信州の美しい風景として、ふるさと信州風景百選を選び、この百選を国内外に発信していく。更にそれを、地域を訪れる皆様方により深く、背景を含めて内容を伝えていくために、風景の語り部を育成していこうというのが、語り

部育成事業です。更に来訪者が、美しい風景を見渡せるような場として、ふるさとの見える（丘）の認定があり、視点場を整備するためにビューポイント整備事業があります。それぞれが独立した事業ではなく、関連した事業体系になっています。その核になるのが、ふるさと信州風景百選という位置づけになっております。

（小林課長補佐兼景観係長）

農村景観育成方針には、ふるさと風景の魅力づくり、魅力の新たな発見をし、それを活用することによって、農林業を元気にして農地の保全につなげるという循環のサイクルが描かれていまして、その利活用という部分で、百選ホームページの作成や語り部の育成、ビューポイントの整備を行うことにより、交流人口の増加を図っています。

（丸山委員）

平成 26 年度事業で、風景の「語り部」育成事業はどのようにされたのか、教えていただければ。

（湯本企画幹）

風景の「語り部」育成事業は、平成 26 年度だけの事業だけではなく、語り部は 4 年間かけて育成を図る予定でして、初年度はその導入として語り部育成の核となる人材の育成を図ることとしています。

本年度は景観に対して造詣が深く、地域の景観活動を行っている地域景観リーダーの方々を中心に研修を進めており、来年度以降は参加対象を拡大し、県下 10 地方事務所単位で育成を図っていく予定です。

最終的には、語り部の育成だけではなく、信州へ来訪者を受け入れる仕組づくりにつなげていければと考えています。

本年度は 11 月 7 日に第 1 回の研修会を、語り部・かたりすとの平野啓子さんを講師に迎えて開催しました。来年 3 月に第 2 回を開催する予定です。

（進士会長）

この事業はスタートしたばかりですから、丸山委員からも、このようにした方が良いという提案をされてはいかがでしょうか。

（丸山委員）

新しく組織をつくるのも良いけれど、百選がせっかく選ばれたのだから、地元の人たちが自分たちの所のことだけでもいいから話せる仕組にした方が良いと思う。語り部という人たちは、それぞれの地域に必ずいると思う。

(進士会長)

事務局は丁寧にしゃべっているから、かえって分かりにくくなっていますね。

簡単に言えば、すでに景観については、特に歴史的街なみとか、それぞれの特色のある景観の地にはもう住民グループがある訳です。今、丸山委員が言ったのは、新しい制度設計をするよりは、既存の組織や人材へ材料を提供して、例えば百選の語りのうち3箇所はこのグループに任せる様にするとか、そういう提案をしている訳です。

(湯本企画幹)

おっしゃるとおりです。

やはり地域の方自身がその地域のことを語るべきであり、地域の歴史も良さも、地域の皆さんが地域の言葉で語るからこそ、その魅力を伝えられるのだと思いますので、その様な観点で今後進めて行きたいと思います。

(進士会長)

参加者は公募するのですか。

(湯本企画幹)

誰でも参加いただけるという形をとっています。御意見をいただければ、研修会の進め方に活かしていきたいと思います。

(進士会長)

私は予算の19万円という額を見て駄目だと思いました。こういうものを19万円ぐらいでやろうというのは駄目です。育成に4年かけるというから、来年大幅に増やせばいいと思うけれど。

人への投資は大事です。そのためには、お金も結構必要なんですよ。

どうも皆さんはハード整備には予算をかけても、県民がボランティアで語り部をやるためには予算がいらないと思うらしい。しかし、事業としてはまず語り部の数を増やさなければいけないから。あとせつかく集まってくれたなら、お茶菓子代くらいは出して、和やかにやらないとね。

それから土地のことを学ぶなら、郷土史家という方がどこの町にもいますから。歴史だけじゃなくて、農法、山の営み、淡水漁業とか、それぞれの土地によって違う訳です。そういうものを立体的に聞くと、この語り部というのは俄然輝く訳です。

益山先生、観光ってそういうものですよ。

(益山委員)

私は観光の中でも専門がおもてなしなので、まずこの農村景観育成事業の事業費が 429 万円というのが、異様に少ないのではないかと思います。建設部というのは大きな予算を動かす部署ですし、公共事業投資はものすごい額が動く訳ですよ。それと比較して、今回の事業費は非常に少ないというのが第一印象でした。

語り部というのは、人をもてなすうえで、外部の人に地元の資産を伝えていくという大きな役割があるので、もう少し予算をとっていただければと思います。

それから、ふるさと信州風景百選の発刊についてですが、これは発刊した後、販売する予定なのですか。

(湯本企画幹)

販売します。

(益山委員)

それは良かったです。せっかく美しい風景を撮るので、ぜひ素晴らしい書籍にして販売していただければと思います。

ビューポイントの整備についてですが、これはビューポイントを選定した上で、各自治体に 1 か所あたり 30 万円補助して整備費用に充てるということですが、何らかの標識なり、モニュメントなりを作るのでしょうか。

(湯本企画幹)

はい。

(益山委員)

他の自治体で、恋人の聖地のモニュメントを作るという提案をされた自治体がありました。私は、モニュメントというのは、景観を台無しにする可能性もあるし、整備しても時間が経つと朽ちて汚くなって、維持していくのにもお金がかかるので、単に作るだけではあまり良くないのではないかと申し上げたことがあります。

標識を作るのであれば、その整備、維持にもっと予算が必要となるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(湯本企画幹)

確かにソフト事業にはなかなか予算がつかない面があります。ましてや景観事業は県の単独事業で国の補助もなく、重要事業でありながら予算確保が難しいというのが現実です。

いただいた御意見を、予算要求に反映していきたいと思います。

ビューポイントの整備については、視点場に設置する標柱を予算要求していく予定です。アルミを使った統一的でシンプルなデザインのプレートを県で作り、見える丘認定箇所に配ろうと考えています。

(進士会長)

それはもう発注してしまったのですか。

(湯本企画幹)

まだです。来年度事業に向けて予算要求していく予定です。

(進士会長)

その計画には異論があります。

先ほど益山委員が言われた恋人の聖地の話は、あるデザイナーの方が国の名勝に変なオブジェを置いているというもので、あれは多くの人が批判しています。風景というのは結構大事なんです。先ほどの標識のデザインに関しても、議論した方がいいですね。

ヨーロッパの景観論では、まずデザインの専門家のコミュニティをちゃんとするんです。そしてデザインの質をその場所にふさわしいかどうかまでチェックする。ところが日本では何でもデザインを統一すると言う。統一するのがいいのもあれば、悪いものもある。

私は百景をたくさんやってきたけれど、世田谷でやった時は、百景の表示を一景一景違うものにした。石に彫ったものもあれば、木の看板もあれば、表示をしないのもあった。風景によって違うんです。風景に下手なものを付けると、風景を壊すことだってある。そこまで考えて、風景地と一体になるように全部違うデザインにしました。

これは19万円ではできないことです。だから役所はローコストにするために、統一したものを作って配ろうとする。昔、農水省が農業構造改善事業で施設に張り付けたものと同じ。あれは広告より良くない。そうやって農村風景を駄目にしてきたのです。

そういう歴史を積み重ねながら、今、美しい農村風景をどうするかという議論をしているのに、その入口で県が変なことをやっては困るから、あえてそう申し上げました。標識を設置するならば、余程慎重にやるべきです。

それから、必ずしもふるさとの見える丘とか、ビューポイントとか言葉が重要なのではない。そこに行けばふるさとが一望できる。それが口コミで広がって大勢の人がやって来る場所にすべきであって、トータルに考えなければいけない。

整備事業費が一件あたり30万円あるから看板をつけるとかではなく、四阿の方が良い場合だってあるでしょうし、風景によっては変な四阿を作るとかえってそれが景観破壊になる場合もあるから、整備というのは安易にやらない方がいい。

アレックス・カーという人が書いた「ニッポン景観論」という本を読んだことがありますか。その本の中で批判の対象となっているのは、ほとんど土木景観です。土木景観が吊

し上げられている。ああいう風に事例として今回のものが出ると困る。それも景観整備事業でやりましたなどと言われると、目も当てられない。

本当は、それぞれの場所に相応しいデザインを考えた方がいい。整備補助も良いが、デザインの方こそサポートすべきです。

ちゃんとしたデザインになっているか、県はチェックできるんですか。

(湯本企画幹)

補助対象として適正かどうかの判断は行います。

(進士会長)

デザインの部分が大事なんです。

これは自治体に負担させるんじゃないで、10箇所ぐらいなら県の事業で本来やるべきだと思います。

(益山委員)

例えばビューポイントを選んだら、ビューポイントの写真をフェイスブック等を使って写真をアップし、それを見た人がその場所を探しに行って現場を確認するということでも、十分ビューポイントの役割は果たせるのではないかと思います。

(進士会長)

GPSでそういう遊びをする人はいるけれど、それが国民の多数派かは疑問だけれどね。観光面での課題は、滞留人口、交流人口の増加ですから、あまりスキルの高い人にフォーカスを当ててしまうと、その他の人はつらいと感じてしまうから、そこはもうちょっとハードルの低い提案をしていただけるといいと思います。

(湯本企画幹)

今年度作成予定の百選ホームページには、SNSに連携した機能を持たせる予定です。

(進士会長)

百選箇所を見るのに適した場所をホームページで紹介するということですね。

そこまでやるのであれば、その場所にどういうデザインの広場が似合うかコンペティションをやるとか、地元企業とコラボレーションしてやるとかいう手もある。安い費用で、とにかくやってしまいましたということは、風景の場合は危険です。標識も、プラスチックで原色で作った様なものとか、たくさんあるんです。やはり自然材でないといけないし、デザインもあまりちゃちなものではないといけない。値段が高ければいいというのではなく、頭を使っていいデザインを考えるべきです。

ビューポイントから見る風景の説明板はあっていいけれど、それも質が高いもので、それがあると絵になるようなものにした方がいい。

ビューポイント整備事業はもうやっているんですか。

(湯本企画幹)

昨年度 10 箇所整備をして、本年度も 10 箇所整備する予定です。

(進士会長)

標識はもう立っているんですか。

(湯本企画幹)

統一の標識はなく、いくつかの市町村が独自に設置している状況です。

これから、ビューポイントの統一的な標識を整備するために、来年度予算を要求していく予定です。標識に付けるプレートに関しては、デザインやそもそも無い方がいいのかも含め、また御相談させていただきます。

(進士会長)

素材にアルミと言うのも問題。アルミは錆びると白くなって汚らしい。鉄は錆びても赤くなるし、銅もそうだけど、エイジングと言って時間と共に味わいが出てくる。アルミは汚くなるだけ。素材はものすごく大事で、景観は形とか色とかあるけれど、簡単に言うとか材料をどうするかです。その上でデザインをどうするか。

景観はアウトプットだけではなく、そのプロセスでどれくらい吟味しておくかが大事。例えば、その土地でとれる石や木で必ず作るようにするとか、そういう原則を決めないと。ちょっと整理した方がいい。

(増田委員)

業者の立場から言うと、標識を作るなら、ただ柱を立ててそこにプレートを付けてくれとかではなく、もう少しその場所に見合った形で作ってくれと言われた方がいい。それであれば、例えば語り部の人達の意見を取り入れることもできると思う。

(進士会長)

信州の農村風景では、昔から庚申様とか道祖神とか道標とか、石造りでできているでしょう。そういうものは何年も経って、文字が読めなくなってボロボロになっても、絵になっている。景観的には、そういうものでないといけないということです。

逆に言うと、それぐらいの質なら統一しても大丈夫なんだけれど、素材がアルミとかだと、ちょっと不安です。

農村景観育成方針は、美しい風景を選んで、ハードはビューポイントを整備してそこから眺められるようにして、それだけでは風景を味わえないので語り部という地元の人たちの一種のガイドが充実して、目に見えないところまで詳しく説明することによって、本当にふるさと感じてもらって次々に人が来てもらうようにしようというストーリーだから。どこか一つでも変なところがあると不安なので言っている訳です。

湯本さんは整備済みの10箇所は全て御覧になっているんですか。

(湯本企画幹)

私は全箇所は見てないです。

(進士会長)

整備箇所を審議会で配って意見をもらえばいい。審議会は抽象論を言うところだと錯覚している人がいるけれど、景観に関しては、デザインもディテールまで詰めていかないといけない。

風景の全体を管理するのが景観審議会ですから、例えば標識のデザインを決めるなら、専門の委員の方々に見てもらえばいい。せつかく世界に誇る農村景観育成事業ということでやっている訳だから、そのところを忘れないで、よろしくお願ひしたいと思います。この審議会の命の部分ですから。

風景百選は、最終的に首都圏や中京圏等からどれだけ長野県に来てくれるかが問われています。一方で、長野県民自身が自分たちの県土に愛着を持ち、プライドを持てるようにしようというものです。百選は、そのための有力な武器にしなければならない。

その点については、プロのデザイナーを始め、事務局が一所懸命編集に取り組んでいる様ですからこれくらいにしますが、これはとても大事なことです。

これが決まったら、現場がそれをフォローして、そしてそこに語り部がつく。今までの県民運動で読み聞かせの会とかありますよね。それらの方々が、積極的に自分の町の風景について勉強して語れるようにすればいい訳です。他の社会教育関係の方々にも協力いただいで、幅広い層とネットワークしていくのが大事だと思います。地元自治体が一番詳しいでしょうから、建設部門だけでなく、協力しながら語り部の発掘もぜひやっていただきたい。

他に御意見ございますか。場々委員どうぞ。

(場々委員)

資料2-1の「1. 地域が主体となった景観の育成」について。人材の育成は非常に重要だと思いますが、以前は景観育成サポーターという制度があって、10 地方事務所ごとに景観育成関係者の意見交換の場になっていた。事業仕分けの様なもので、制度が無くなっ

てしまったが、松本地域だけは予算のない中、独自の制度として存続しており、関係者の双方向の意見交換の場となっています。

地域景観リーダーの研修会もあるが、これはどちらかというと一方的に研修を受ける形。地方事務所単位で、以前のように、サポーター制度みたいなものを作ってはどうでしょうか。

(湯本企画幹)

景観サポーター制度が仕分けで廃止されたことについて、景観行政は市町村が中心的な役割を担うべきという理由があげられています。地域の景観は地域の方自身が担い育成していくという基本的な考え方のスタンスがあり、県はそれを支援していくという方針の中で、予算的には支出しないという整理をしています。

(場々委員)

以前は、景観サポーターへの旅費が予算のほとんどを占めていたと思う。松本地域では、現在そのような支出はなく、県地方事務所は事務局として連絡調整等だけを行っていて、そういうものこそ景観における人材育成ではないかと思う。その様にお金がかからないやり方もあるのに、他の9地方事務所では景観サポーター組織自身なくなっていると思うので、予算とは別に県としてリーダーシップをとってやってもらいたい。

(進士会長)

今の話は、県の出先でその地域の景観リーダーの集まりをちゃんと応援してはどうかという話の様ですが、県のスタンスは、景観法のつくり方が景観行政団体になったところは市町村が景観行政を担うということになっている。景観行政団体になっていない自治体は県が当分の間面倒を見なければならぬけれど、信州の農村景観は全県に係わる部分だから、全県的にやろうということですね。

主体が市町村に係る部分はそれでいいけれど、広域行政のレベルではそれをサポートする、又はそれを推進する人材育成はあつていいというのが場々委員の御意見ですね。そこは予算的な問題もあるし、県の方針との関係もあるから、研究してはいかがでしょうか。

(湯本企画幹)

予算的な面はなかなか難しいのですが、地域景観協議会という制度もありますので、地域における活動の支援ということは考えていきたいと思います。

(進士会長)

それでは、議題(4)「屋外広告物条例の規定による規制地域の変更について」事務局から説明をお願いします。

(湯本企画幹 資料4-1、4-2により説明)

(進士会長)

ありがとうございました。

何か御質問や御意見はありますか。よろしいですか。

これは、県の基準より規制を厳しくするという内容ですね。では皆さん御了承をいただいたということにします。

最後に議題(5)その他について、長野県公共案内標識整備指針の改正について、事務局から説明してください。

(小林課長補佐兼景観係長 別添資料により説明)

(進士会長)

ありがとうございました。いかがでしょう。何か御意見はございますか。特にないようであれば、御説明をうかがったということにしたいと思います。

議案は以上ですが、今日は新しいメンバーでの会議でしたので、御発言がなかった方は一言ずついただければと思います。

(佐々木委員)

ソーラーパネルについて。住宅の屋根に乗っている程度であればいいが、大量に業者が設置するものは、景観的にも心配ですが、集中豪雨等による災害につながらないか心配しています。

(進士会長)

林地開発許可をとるときに、洪水調整池みたいなものはとらせていないんですか。

(佐々木委員)

洪水調整池の審査基準は30年に一度の基準だが、50年に一度の基準で対応してもらいたいとお願いしている。南木曾の災害を見ても分かるように、100年に一度の災害だって起きることはある。

(進士会長)

ソーラーパネルの問題について、県ではどこが所管しているんですか。

(湯本企画幹)

林地開発は林務部ですし、その他個別法に関してはそれぞれ所管部局での対応となりますが、県としては自然エネルギーの推進という立場もありますので、環境部局を中心に連携して対応しています。

(進士会長)

東北震災の被災地で、農水省が原発問題によるエネルギー転換という観点から農地利用規制を緩和したことについて、景観的にどうなんだと話題になっている。

景観論では、スケールやサイズというのは、ものすごく大きな観点。部分的には景観上いいものであっても、それが一面に、何ヘクタールにも及んだら、もうそれは害なんです。

この問題は長野県だけじゃない、全国的な問題ですね。注目すべき課題です。

それでは辻井委員から、何かありますでしょうか。

(辻井委員)

太陽光パネルの話は私も気になっています。上伊那地域では、里山とか林とかを切り開いてメガソーラーができています。

上伊那の建築士会では、市民を巻き込んで景観ツアーというイベントをやっていますが、そこで良い視点場だと考えていた箇所から見渡すことができる山にソーラーパネルが並んでしまった例も目にしました。景観的に規制する法律はないと聞いているが、ソーラーパネルは景観を損なう大きな要因の一つに実際なってきたことを意識していただけたらと思う。

また、先ほど話があった視点場の標識について、視点場自体がよい景観要素となっている場所もあるので、標識自体が景観を壊さないで、逆にいい景観をつくっていただけるようなものを考えていただけたらと思います。

(進士会長)

ありがとうございました。

イギリスで 200 年近く前に、火力発電所が立ち並び、高圧の電線が走っていた場所について、景観的に話題になったことがある。それが景観問題のはしりです。やはりスケール、大きさというのは、非常に重要な景観へのインパクトだということを自覚しなければいけない。

寺内委員どうぞ。

(寺内委員)

委員を軽く引き受けてしまって後悔もしているんですが、私は今、上田市の景観審議会委員もやっています、長野県の景観審議会委員もやることになりまして、長野市の方では総合計画もやっているし、都市計画もやっているという感じで、いろいろ地域の委員会

にお声をかけていただけるといのはありがたいんですけど、県が景観行政をやるという事に違和感を感じるというか、確かに聞いてみれば全域でやった方がいいことはあるし、例えば農村景観みたいなことだと小さい自治体でやってもなかなかまとまったことができないでしょうから、県でやるという意義は分かるんですけども、県で景観行政を指導・支援していく審議会をやる意義というのが、なくはないんだろうけれど、議論のための議論になりそうだなと危惧しているところです。

こういう委員会に出ていつも思うんですけど、景観に対して学識があるとか、意識が高いとか、そういう人ばかりが話し合う訳ですよ。そこに限界があるんじゃないかと思えます。

やはり看板を立てたい人とか、太陽電池を設置したい人とか、農地を持っていられなくて何でもいいから売ってしまいたい人とか、意見を対立せざるを得ないようなことを協議していかないと、何の意味があるのかなと思います。今までもこういう委員会に学識者として呼ばれているんだけど、ここで意見の統一が出たことが本当に今後のアクションにどうつながっていくのかというのは疑問で、それを見つめていく2年間になればいいかなと思います。

もう一つ、視点場にネームプレートを置くこと自体を議論する会議になぜさせていただけなかったのかと思います。個人的にはああいうプレートというのは全くいらないと思うので、材料が何だとかそういう問題なのかなと根本的に疑問です。百選を選ぶってどういうことなのかなとか、いちいちすごく疑問です。私は景観が専門ではなく、建築の設計が専門なので、こういう委員会はなかなか疑問なんですけれど、少しでも非分野の人間が入っていることで、このような取組に新しい刺激が少しでも与えられればいいのかと思って、これからも委員会に出ようと思います。

今後のことですけど、もうちょっと違う層の人を入れるとか、意識の高い人ばかり集めるのではなく、少し違う意見の方も入れながら協議していくようなことを県にお願いしたいと思います。

(進士会長)

これから、ぜひその違う意見を代弁して発言していただいてもいいんじゃないでしょうか。せっかく来ていただいたんだから。

(寺内委員)

はい。でも私が言うだけでは、限界があると思うんです。言いますけれどね。

(進士会長)

限界ぎりぎりまで頑張ってください。

南雲委員、何かございますか。

(南雲委員)

松本のまちづくりを考える女の 101 人会議に参加して何年か経ちます。会自身は平成元年に青年会議所のまちづくり活動の一環としてできたもので、女性の視点が欲しかったのだと思います。101 人会議という名は、100 人の声だけでなく新しい一人の人の意見を大切にするという意味でつけられた名前だと聞いています。

県は、この審議会の中で、信州の大変美しい自然や山村の風景を残そうということで審議いただいていると思いますが、私が今一番関心を持っているのは、歴史のある建物です。松本は今、カタクラモール再開発計画の真ただ中にありますし、国の有形登録文化財の第 1 号に指定されていた赤レンガの山崎歯科医院の保存運動にも取り組んだ経過もあり、今後も市街地の歴史ある建物を大事にしていきたいと思っています。松本は大火が何回かあって古いものがほとんど失われてしまっているので、特にそう思うのかもしれませんが、県としても、大事な建物を地域で残そうという運動があったとき、それを支援する仕組があれば嬉しいなと思います。

どの程度この会議で発言することができるか不安ですけど、よろしくお願いします。

(進士会長)

ありがとうございました。矢澤委員お願いします。

(矢澤委員)

先ほど、ビューポイント整備事業を行った 10 箇所の現場を見ていないという話でしたが、景観を損ねる様な整備をしていると困りますので、ちゃんと把握していただきたいと思います。現地調査は必ずやっていただきたいと思います。

(小林課長補佐兼景観係長)

先ほど申し上げたのは湯本が見ていないということで、担当や地方事務所職員はちゃんと現場を見ておりますので御了解ください。

(矢澤委員)

分かりました。飯田市において森林税の大事な税金を使って遊歩道の整備をした事例でとんでもない整備をした例があり、やはり現地調査というのは大切だと感じましたので申し上げます。今後もよろしくお願いします。

(進士会長)

宮坂委員、お願いします。

(宮坂委員)

私は茅野市の景観審議会委員をしていますが、色彩の関係で呼ばれることが多いんです。なぜか皆さん街づくりについては、建築物等の単体の話になりがちで、色彩に関してもマンスル値がいくつならオーケーだとかそんな議論ばかりで、そうではなく、街並みを通り全体で見るような総体的なビジョンで考えていきたいと思います。例えば、県が市町村にそういったことの位置づけを、もっと働きかけるような仕組みがあればと思います。

あと単年度の事業ではなく、もっと長期的なビジョンの話もさせていただければと思います。

(進士会長)

三澤委員をお願いします。

(三澤委員)

百選は、観光にも通じるもので、非常にいい取組だと思います。

ただ現実の問題として、先ほど話のあったソーラーパネルや荒廃農地が多くなってきていて、せっかくビューポイントに人が来ても、そこに雑草があつたりしてがっかりしないか危惧しています。

先ほどの奥村部長のあいさつで、農林、観光一体となって取り組むという話がありましたので、ぜひその辺りも考えていただければと思います。

(進士会長)

ありがとうございました。

農村景観育成方針に、部長が言ったようなことはきちんと書いてあります。農業が元気じゃないと、農村の風景も美しくない訳ですから、その根っこの部分からちゃんとやるというのが、従来の景観行政にはなかった考え方です。看板や色彩のこととか、景観に直接関係することだけを対策してきたんですが、そうではなく、景観を良くするためには、農村が元気で美しく、農業や林業が健全でなければいけないと、そういう観点でこの方針はできています。御理解ください。

丸山委員どうぞ。

(丸山委員)

須坂市峰の原にあるペンション村では景観協定が結ばれていて、未だにしっかり守られています。長野県の景観行政は良いと言われます。県内の高速道路の両脇には、ほとんど看板がなく、これは全国的にもあまりないことだそうです。

(進士会長)

益山委員どうぞ。

(益山委員)

県が国に働きかけていただきたいことが2点あります。

一つは先ほど話があったソーラーパネルの問題。これは一つの自治体だけではどうにもならない問題ですので、継続的に声をあげていくということ。それからソーラーに関しては、植樹をするなり、景観の重要な視点場からは見えないような工夫を県が指導していただければと考えています。

もう一つ。選挙が始まると街はポスターだらけになります。この様なポスターは、公益上必要なものとして外させることができないそうですが、そういう決まりだから駄目ではなく、長野県に関しては、例えば美しい信州のふるさと景観に選ばれたところは選挙ポスターは終わったら外してもらおうとか、その様な働きかけをしていただきたいと思います。

(進士会長)

ありがとうございました。皆さんの意見を頂戴しましたので、参考にしてください。最後に事務局の方で何かありますか。

(水間課長)

本日は、いろいろなお立場から御意見をいただきましてありがとうございました。

審議会というのは法律上決められた事柄を審議するというのが通常の在り方かと思いますが、本日は大変自由な御意見をいただきましたことについて、私どもとしても非常に参考になることと思っています。こういう時代ですので、県と市町村の役割について、本日も意見が出ましたけれど、市町村は何をすべきなのか、県として何をすべきなのかというのは大事な部分だと思っています。

あまり市町村のところまで県が踏み込んで行ってというのは、私たちも行うつもりはありませんが、やはり広域的な立場として県がやるべきことというのは、考えていかなければいけないと思っていますので、今後また皆様方の貴重な御意見をいただければと思います。本日はありがとうございました。

(進士会長)

はい。それでは皆さん、大変お忙しい中、長い時間拘束いたしまして申し訳ありません。課長の言葉では役に立ったということですから、このぐらいにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(終)